

消費税法別表第三に掲げる法人に係る  
申告書の提出期限の特例の承認申請書

特定期間用

取受印

2通提出

※法人番号は、税務署提出用2通のみ記載して下さい。

|                            |   |                 |                                |
|----------------------------|---|-----------------|--------------------------------|
| 令和 年 月 日<br><br>____ 税務署長殿 | 申 | (フリガナ)<br>納 税 地 | (〒 - )<br><br>(電話番号 - - )      |
|                            |   | 請               | (フリガナ)<br>名 称 及 び<br>代 表 者 氏 名 |
|                            | 者 | 法 人 番 号         |                                |
|                            |   | 根 拠 法 律         |                                |

下記のとおり、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出  
期限の特例の承認を受けたいので申請します。

|                                |             |                        |
|--------------------------------|-------------|------------------------|
| 申 請 の 理 由 及 び<br>根 拠 と な る 法 令 |             |                        |
| 承認を受けようとする期間                   |             | 課税期間の末日の翌日から ____ か月   |
| 特例の適用を受けようとする<br>最初の課税期間       |             | 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日  |
| 特例の適用を<br>受けようとする最初の<br>課税期間の  | 特 定 期 間     | 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日  |
|                                | 課 税 売 上 高   | 円                      |
|                                | 給 与 等 の 金 額 | 円                      |
| 事 業 内 容                        |             |                        |
| 参 考 事 項                        |             | 税 理 士 名<br>(電話番号 - - ) |

※ 上記の申請について、消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項の規定により、  
承認します。

\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_ 号  
令和 年 月 日 税 務 署 長 印

|                     |       |       |      |        |
|---------------------|-------|-------|------|--------|
| ※<br>税務署<br>処理<br>欄 | 整理番号  | 部門番号  | 番号確認 | 延長特例月数 |
|                     | 申請年月日 | 年 月 日 | 入力処理 | 年 月 日  |
|                     |       |       | 台帳整理 | 年 月 日  |

- 注意 1. この申請書は、2通提出してください。  
2. ※印欄は、記載しないでください。  
3. 申請内容に異動が生じた場合には、速やかに異動の内容を届け出てください。

# 「消費税法別表第三に掲げる法人に係る申告書の提出期限の特例の承認申請書（特定期間用）」の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この申請書は、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2月以上経過した日と定められていること、その他特別な事情があることにより消費税法第60条第8項並びに消費税法施行令第76条第1項及び第2項に規定する申告書の提出期限の特例を受けようとする法人が提出するものです。

## 2 適用課税期間等

その適用について、税務署長の承認を受けた日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限から特例を適用することができます。

## 3 記載要領

- (1) 元号は、該当する箇所に○を付します。
- (2) 「根拠法律」欄には、法人の設立根拠となる法律名を記載します。
- (3) 「申請の理由及び根拠となる法令」欄には、課税期間の末日の翌日から2月以内に申告ができない理由を具体的に記載するとともに、その根拠となる法令（法令名、条文）を記載します。

なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください。
- (4) 「承認を受けようとする期間」欄には、申告書の作成に必要と考えられる期間を課税期間の末日の翌日の属する月から計算して記載します。

なお、この期間は6か月を超えることはできません。
- (5) 「特例の適用を受けようとする最初の課税期間」欄には、申告書の提出期限の特例の適用を受けようとする最初の課税期間の初日及び末日を記載します。
- (6) 「特例の適用を受けようとする最初の課税期間の特定期間、課税売上高、給与等支払額」欄には、「特例の適用を受けようとする最初の課税期間」欄に記載した課税期間に係る特定期間の初日及び末日とともに、その特定期間における課税売上高（課税売上高に代えてその特定期間における給与等支払額の合計額により判定を行った場合はその金額）を記載します。

なお、それぞれの欄に記載すべき金額を算出している場合には、それぞれの欄に記載してください。
- (7) 「事業内容」欄には、法人の行う事業の内容を具体的に記載します。
- (8) 「参考事項」欄には、次の事項等を記載します。
  - ① 所管官庁
  - ② 決算書類等の作成過程の時系列
  - ③ その他参考となる事項
- (9) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。